

召出、嚴敷御詮議有之故、漸去冬白狀致し、誤り證文公儀江差上候、依之其節を揚り屋ニ被召置、猶又御吟味有之、御威光を以法橋被召放、去月十五日、右了悦を座中江御引渡被下、尤座法之通如何様共取計候様被仰渡候ニ付、了悦請取歸り、職屋舖の長屋江押込、番を付置申候、去々年来、色々公儀を偽り、段々御苦勞掛不屈ニより、重き仕置ニも可申付候得共、誤り候而座中江立歸り、座法相守可申由申候ニ付、評議之上用捨を以、座中の位牌所清聚庵江遣し置、番を付置候而、夫々永禁足ニ仕度旨、二條表へ伺候處、今朝御役所江職を被召させ參上之處、了悦義其方へ相渡し候上ハ、願之通禁足ニ申付候得と被仰渡候間、右了悦、三老岡村殿ものに相極、猶了悦願ニ依而、初身名了悦事了玄と改、清聚庵へ遣し、永禁足申付候條、京都々此段申來候間、在江戸仲間江觸出し申候事、

寶曆九卯年六月七日

古々總錄豐藤檢校 役中

〔嬉遊笑覽附錄〕又同書政談徠 八檢校の跡目御番に入らる、事謂れなき事なり、其始め東照宮御小性盲目に成たるを、檢校に仰付られたるより事起るといふ、夫は元來侍なれば最のことなり、其已後御扶持を下されたる檢校の跡までは濫吹なり、座頭は其弟子より金を取て、夫にて渡世する者なれば、畢竟乞食に似たる者なり、御扶持方下され、御側近く召仕はるれども、只坊主などの格なるべし、紫位を著する故五位なりと思ひて、不學なる御老中などの兩番へ入らる、事にしたる成べし、出家の紫衣をも官位とおもふは文盲なることなるべし、紫衣いづれも平僧にて、衣の色を御免ありといふ迄の事なり、檢校の紫衣はまして夫とは間のあることなり、檢校勾當といふ名も官位にあらず、高野の檢校も平僧なり、勾當といふは、何にても事を取捌く事なり、勾當内侍といふも、内侍にて事を取捌く故の稱號なり、天明五年御觸書、盲僧は武家に限り、青蓮院支配たるべく候、盲人は百姓町人に限り、總錄の支配に限り候事、